

令和8年度 第2回富山地方最低賃金審議会議事録

1. 日時 令和8年7月27日（月） 15:00～15:55

2. 場所 富山労働局5階大会議室（会議室501～503）

3. 出席者

公益代表委員	柳原会長、高倉部会長代理、両角委員、高木委員、吉田委員
労働者代表委員	石田委員、大森委員、黒川委員、本郷委員、前野委員
使用者代表委員	寺山委員、広上委員、野中委員、坂井委員
事務局	福井労働局長、稲葉労働基準部長、 三鍋賃金室長、山田賃金室長補佐

4. 議事次第

（1）令和8年度地域別最低賃金額改定について

（2）その他

5. 資料

No.1 欠番

No.2 主要統計資料

2-1 労働経済等関係指標、2-2 令和8年春季賃上げ妥結等状況

2-3 最低賃金に関する基礎調査結果、2-4 賃金改定状況調査結果

No.3 関係団体からの意見書（写）

No.4 富山県最低賃金専門部会委員名簿

No.5 富山県最低賃金審議運営事項

No.6 令和8年度富山地方最低賃金審議会の審議日程（7～8月）

6. 議事内容

〔山田賃金室長補佐〕 定刻となりましたので、ただ今から令和8年度第2回富山地方最低賃金審議会を開会いたします。

本日は、使用者代表の森口委員が御欠席でございますが、定足数を満たしておりますので、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

ここで委員を御紹介いたします。第1回本審は、御都合により御欠席だったためこれまで御紹介できていなかった委員を改めて御紹介させていただきます。

労働者代表の前野委員でございます。連合富山の副事務局長でいらっしゃいます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、富山労働局長の福井より御挨拶申し上げます。

〔福井労働局長〕 労働局長の福井でございます。

委員の皆様には、本日は御多忙の中、令和8年度第2回富山地方最低賃金審議会に御出席いただき、また、本審議会の円滑な運営に、御理解、御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、例年であれば、厚生労働大臣あてに中央最低賃金審議会長から地域別最低賃金額改定の目安に係る答申が出されている時期でございますが、今年度は未だ、同審議会の目安に関する小委員会において審議中とのことであり、答申が出されていない状況ですので、

目安額の答申が出ましたら、委員の皆様へは事務局から別途御報告させていただくこととしております。

また、本日は、委員の皆様あてにメッセージを配付させていただきました。皆様も御存じのとおり、7月21日に日本成長戦略及び経済財政運営と改革の基本方針2026、いわゆる骨太方針が閣議決定され、政府の経済財政政策に関する基本方針、国の基本姿勢や政策の方向性が示されました。改正審議にあたっては、政府全体の取組と富山県内の状況に配慮の上、御審議いただくようお願い申し上げます。

最低賃金審議会は毎年厳しい日程の中で審議をお願いしておりますが、本日現在中央の目安に係る答申が出されていない状況を鑑みますと、目安の答申以降はさらに厳しい日程となり、特に専門部会委員の皆様方には大変な御負担と御苦勞をおかけいたしますが、富山県の最低賃金額の改正につきまして、慎重、かつ、十分な御審議をお願い申し上げ、冒頭の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

〔山田賃金室長補佐〕 この後は、柳原会長に進行をお願いします。

〔柳原会長〕 それでは、議事に入ります。なお、本日の会議につきましては公開としておりますので、御承知をお願いします。

本日の議事は令和8年度地域別最低賃金額改定についてですが、今ほどの労働局長の御挨拶にもございましたように、本日の時点では中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に最低賃金額改定の目安が答申されておられません。

中央最低賃金審議会の審議経過、今後の当審議会における審議日程等について、事務局から説明してください。

〔三鍋賃金室長〕 賃金室長の三鍋でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、中央最低賃金審議会における審議経過、当審議会における今後の審議日程につきまして御説明いたします。

第1回本審においても説明いたしましたが、例年であればこの時期には中央最低賃金審議会において地域別最低賃金額改定の目安が答申されているため、それを見込んで本日、第2回本審を組ませていただきました。

しかしながら、本日の時点で答申がなく、目安の伝達ができないことにつきまして、お詫びいたします。

今年度、6月26日（金）に厚生労働大臣が中央最低賃金審議会あて、地域別最低賃金額改定の目安について諮問を行い、その後、目安に関する小委員会において、6月26日（金）、7月10日（金）、17日（金）、23日（木）と4回にわたり審議を重ねておりますが、結論に至らず、本日10時から第5回小委員会を開催しております。

今後の当審議会の日程に関しまして、資料の最後、資料No.6の令和8年度富山地方最低賃金審議会の審議日程を御覧いただきながら説明いたします。

この先、7月30日（木）の第2回専門部会までに目安が示された場合は、専門部会におい

て目安額を伝達させていただきます。

専門部会委員以外の委員の皆様には、電子メールにて目安額をお知らせさせていただきます。

本来、本審において伝達すべきところ、このような方法となる点、御理解のほど、お願いいたします。

また、7月30日（木）の第2回専門部会までに目安が示された場合は、今のところ審議に大きな影響はないものと考え、8月5日（水）に第3回本審、8月21日（金）に第4回本審を予定しております。

次に、7月30日（木）の専門部会開催時に目安が伝達できない場合ですが、7月30日（木）の第2回専門部会を8月3日（月）に延期し、8月5日（水）に第3回専門部会、その後は予備日を使い8月7日（金）に第4回専門部会とすることを、本日、この後開催する第1回専門部会に諮りたいと考えております。

専門部会委員の皆様には、目安が示されれば速やかに、遅くとも7月29日（水）の17時を目途に目安の状況、専門部会の日程についてメール連絡させていただきます。

この日程となった場合、本審の日程も繰り下がり8月7日（金）に第3回本審、8月25日（火）に第4回本審を予定しております。

専門部会委員以外の委員の皆様にも速やかにメールまたは電話連絡させていただきます。

目安の答申日や専門部会の審議状況によっては、さらに日程変更となる場合が考えられます。

その場合は、再度の日程調整についてお願いすることとなりますが、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上、中央最低賃金審議会の審議状況、今後の審議についての説明とさせていただきます。

〔柳原会長〕 今ほどの説明について、御質問等はございますか。

〔労使各側委員〕 特にありません。

〔柳原会長〕 当審議会といたしましては、目安が示された場合は全国的なバランスを配慮するという観点から参考としてまいりたいと存じますので、御協力をお願いします。

次に、資料No.2 主要統計資料のうち、労働経済等関係指標（富山県）について事務局から説明してください。

〔山田賃金室長補佐〕 労働経済等関係指標につきまして、資料No.2-1を御覧ください。

まず、この資料No.2-1ですが、毎年事務局から提出しているものと項目・体裁に変更はありません。

1枚めくりますと目次がありますが、いわゆる3要素に関連するデータとして、生産、国内需要、物価・生計費、貿易、雇用、賃金、企業倒産に係る指標をまとめた資料となっています。

さらに1枚めくりまして、資料の出所を掲載しています。

資料の体裁ですが、例外もありますが、1枚めくりました1ページのように、基本的にページの上に年ごとの推移、下に昨年の四半期ごとの推移と、今年の1月から4月の推移をグラフ化し、全国の数値、富山県の数値を掲載しております。

また、指数については、令和2年を100としています。

それでは、各指標について、順に簡単に解説を付けながら、ポイントを絞って御説明いたします。

まず、生産についてです。1ページに、代表的な景気指標である鉱工業生産指数の推移を掲載しております。

上の図1-1を御覧ください。鉱工業生産指数は、全国・富山県ともに、令和3年を頂点として減少傾向にあります。富山県は、令和4年・5年と減少幅が大きかったですが、令和6年以降は小さくなっています。

続きまして、3ページを御覧ください。国内需要についてとなります。

まず、百貨店等販売額について、上の図2-1を御覧ください。百貨店等販売額の対前年同期比は、全国（百貨店）、富山県（百貨店＋スーパー）ともに、令和2年を底として回復基調にあります。

次に、4ページ新車新規登録台数となります。

上の図2-3を御覧ください。新車（軽自動車を含む）の新規登録台数は、全国・富山県ともに令和4年まで減少傾向であったところ、令和5年は大きく増加、令和6年は減少、令和7年には再び増加となっています。

次に、5ページ住宅建設となります。

上の図2-5を御覧ください。新設住宅着工戸数は、全国・富山県ともに、大きく減少した令和2年以降、増減を繰り返しながら、減少傾向となっています。

次に、6ページを御覧ください。設備投資関連の指標を載せております。これは、全国の集計値です。民需用機械への設備投資ですので、景気に対し一定の先行性を持つとされています。

上の図2-7を御覧ください。民需用機械受注額（船舶・電力を除く）は、ほぼ横ばいで推移していますが、令和6年以降増加基調にあります。

また、建設工事受注総額（大手50社）は、令和3年以降5年連続で増加しています。

次に、7ページ物価・生計費についてです。まず、消費者物価指数の推移を掲載しております。

上の図3-1を御覧ください。富山市の消費者物価指数は、令和4年に上昇に転じて以降、全国値より高い状況が続いています。

次に、8ページ勤労者世帯の消費支出となります。

上の図3-3を御覧ください、勤労者世帯の消費支出は、全国・富山市ともに、令和2年を底とし、令和3年以降は上昇傾向にあります。また、富山市は全国平均より高い状況にあります。

次に、9ページ標準生計費（単身世帯）となります。

上の図3-5を御覧ください、富山市の単身世帯の標準生計費は、全国平均よりも高くなっています。

次に、少し飛びますが、13ページから雇用について掲載しております。

まず、常用雇用指数ですが、例えば景気が上向く場合、企業はまず、労働時間を増やし、次にアルバイト労働者を増やし、最後に常用労働者を増やすことから、景気変動から数か月遅れて現れる遅行指数とされています。また、景気回復の強さを示すとされています。

13 ページの上の図 5-1 を御覧ください。

富山県（全産業）の常用雇用指数は、令和 3 年以降 100.0 を超え、富山県（製造業）についても令和 6 年以降 100.0 を超えています。

次に、16 ページ完全失業者数・完全失業率となります。これは、全国の集計値です。

上の図 5-7 を御覧ください。完全失業者数・完全失業率いずれも令和 4 年以降は、横ばいの状態となっています。

17 ページ以降は求人・求職関係です。有効求人倍率は景気とほぼ一致して動くと言われています。

17 ページの上の図 5-9 を御覧ください。有効求人倍率は、令和 2 年に全国・富山県ともに大きく低下した後、一進一退の状況が続いています。富山県は常に全国平均より高く推移しています。

次に、18 ページの上の図 5-11 を御覧ください。新規求人数は、令和 2 年度を底として回復傾向にありますが、平成 31/令和元年度の水準までには至っていません。また、新規求職申込件数については、減少傾向が続いています。

次に賃金について御説明いたします。

19 ページを御覧ください。きまって支給する給与額は、基本給に家族手当と残業代を含んだ額を指します。

上の図 6-1 及び図 6-2 を御覧ください。きまって支給する給与額にかかる富山県内の規模間別格差は、令和 5 年度まではやや拡大傾向にありましたが、令和 6 年度から縮小しています。また、東京と富山県の格差（規模 1～4 人）は、令和 6 年に引き続き、令和 7 年度も大幅に縮小しました。

次に、20 ページ上段は女性の短時間労働者の 1 時間当たりの賃金、下段は高卒初任給の推移となります。

上段の表 6-3 を御覧ください。

短時間女性労働者の 1 時間当たりの賃金格差について、全国と富山の格差は、ほぼ横ばいの状況にありましたが、令和 7 年は縮小しました。

下段は、高卒初任給となります。

おおむね増加傾向にあります。特に、令和 7 年は大幅に増加しました。

最後に、21 ページ企業倒産の推移です。

上の図 7-1 のとおり、富山県の倒産件数については、令和 6 年は減少しましたが、令和 7 年は再び増加に転じました。

簡単ですが、説明は以上です。

[柳原会長] 今ほどの説明について、御質問等はございますか。

[労使各側委員] 特にありません。

〔柳原会長〕 続いて、資料No.2-2から資料No.2-4まで、一括して事務局から説明してください。

〔三鍋賃金室長〕 それでは、まず、令和8年春季賃上げ妥結等状況について説明いたします。資料No.2-2を御覧ください。

これは連合富山、富山県経営者協会の御協力いただき作成した最新の集計結果です。

連合富山の集計では、改定率 5.05% 昨年比マイナス 0.09 ポイント。

富山県経営者協会の集計では、改定率 4.47% と昨年比マイナス 0.36 ポイントとなっています。

次に、最低賃金に関する基礎調査結果について説明いたします。

資料No.2-3を御覧ください。

本調査は、最低賃金審議会における審議に資するため、中小零細事業所の賃金実態を把握することを目的としたものです。

1枚めくると集計区分表をお付けしていますが、地域別最低賃金に関しては、真ん中の列、明細番号1,2の製造業及び情報通信業で規模100人未満、明細番号3から8の卸売・小売業からサービス業までは規模30人未満の事業所を対象に、合計1,349事業所に調査票を送付し、今年6月分の賃金の実態を調査いたしました。

この結果、2ページの上側 地域別最低賃金適用産業計の回答事業所数の欄にあるとおり、現在、581事業所から回答を得ています。

調査結果についてですが、賃金総額から、最低賃金との比較に当たって除外される精皆勤手当・通勤手当・家族手当などを除いた額を時間額に換算して集計しております。

3ページを御覧ください。

ここでは令和3年から令和8年までの特性値の推移を示しております。

第1・20分位数とはデータを低い方から順に並べ20等分した際の最初の境界にある値、同様に第1・10分位数は10等分、第1・4分位数は4等分した際の最初の境界にある値となります。また、中位数はデータ全体のちょうど真ん中の位置にある値となります。

最低賃金法は第1条で賃金の低廉な労働者を保護の対象とし、地域別最低賃金制度により当該労働者の生活の安定を目指しているところですが、この特性値により、まずは富山県における低廉な賃金の水準を御確認いただき、今後の審議の参考にしていただければ、と思います。

下の表3を御覧ください。

今年度の特性値は、表一番右の列のとおり、上から順に第1・20分位数1,062円、第1・10分位数1,070円、第1・4分位数1,125円、中位数が1,340円となっております。

表の一番下の富山県最低賃金は、本調査時点、つまり各年の6月時点における最低賃金額を掲載しておりますので、御参考になさってください。

次に4ページを御覧ください。ここでは産業別の特性値を示しています。

図2では、地域別最低賃金 対象産業計を棒グラフ、産業別の値を折れ線グラフで示しています。

下の表4を見ていただきますと、第1・20分位数は、製造業が1,064円、卸・小売業、宿泊、飲食サービス業、医療・福祉、サービス業が1,062円となっています。

続いて、5 ページを御覧ください。ここでは、昨年と今年の特性値を比較しております。

昨年と比較しますと、第 1・20 分位数は 6.20%、第 1・10 分位数は 7.00%、第 1・4 分位数は 5.04%、中位数は 4.28%の増加が認められます。また、平均賃金は 5.02%の増加となりました。

それでは、6 ページを御覧ください。

ここからは、最低賃金改正による影響率について説明いたします。

まず、言葉の定義ですが、影響率とは最低賃金を改正した後に、改正後の最低賃金を下回ることとなる労働者の割合、つまり、賃上げが必要となる労働者の割合です。

一方、改正前にすでに最低賃金を下回っている労働者の割合を未満率と言います。

それでは、こちらの富山県最低賃金改正による影響率と題した表を御覧ください。

表左側に時間当たり所定内賃金額(3 手当を除く)として、1,061 円から 1 円刻みで賃金額を並べています。

その右横には累積労働者数(累積構成比)として、表には上下 2 段で数字が並んでいます。

例えば、時間当たり所定内賃金額の 1,065 円の右横 上段の累積労働者数には 1 万 2,708 という数字があります、これは時間当たり 1 円から 1,065 円の間で働く労働者数の累計となります。そして、下段カッコ内の累積構成比は、合計の労働者 17 万 6,738 人に占める割合で、この数値が影響率あるいは未満率となります。

影響率・未満率は、確認したい金額のひとつ下の階層の累積構成比を見ることとなります。

例えば、今年度の改正額が 1,065 円とした場合の影響率は、そのひとつ下の階層である 1,064 円の行の累積構成比が影響率を示しており、影響率は 6.4%となります。

また、現在未満率は、現行最低賃金額の 1 円下 1,061 円の行を御覧いただいて、2.7%ということが分かります。

次に、資料の最後 11 ページ、富山県最低賃金改正による影響率の推移を御覧ください。こちらには過去 5 年の最低賃金改正の際の影響率を記載しています。近年は引上げ額の上昇に応じて影響率も増加しており、昨年の影響率は 23.7%でした。

最低賃金に関する基礎調査結果については以上です。

続きまして、賃金改定状況調査結果について説明いたします。

資料No.2-4 を御覧ください。

この調査は、最低賃金改正等の審議に資するため、中小零細事業所の賃金改定の状況等を把握することを目的として、厚生労働省が毎年実施している統計調査です。

本日は中央最低賃金審議会に提出された資料をお配りしています。

調査の概要は、例年と変更はありません。

資料No.2-4 の 1 ページを御覧ください。

調査の地域は全国、調査産業は 2 に掲げる 7 つの産業のうち、常用労働者数が 30 人未満の民営事業所を対象に調査しています。

この結果、こちらの表にありますとおり全国 5,546 事業所、富山県を含む B ランクで 2,133 事業所から回答を得ています。

また、調査事項は 5 に記載のとおりですが、例えば(2)のハにありますとおり、令和 7 年 6 月と令和 8 年 6 月の基本給・諸手当などを調査しています。

ページ飛びまして、6 ページを御覧ください。

この調査結果のうち、令和7年6月と令和8年6月の賃金を比較し、時間当たりの所定内賃金の賃金上昇率を把握したものが、こちらの第4表です。

第4表の基本的な作り方について説明します。

表の最上段の行を御覧いただくと、産業全体だけでなく産業別の賃金上昇率が分かるようになっています。

また、表の左から2列目を御覧いただくと、最低賃金に係るA・B・Cランク毎の賃金上昇率が分かるようになっています。

6 ページの第4表①は男女別の集計、7 ページの第4表②は一般労働者・パートタイム労働者という雇用形態別の集計です。8 ページの第4表③は令和7年6月と令和8年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計です。

資料No.2-4の13 ページを御覧ください。

こちらに第4表①から③まで、産業計の合計欄を拡大して付けております。

男女、一般・パートの集計区分につきましては、Bランクと合計のみ抜粋とさせていただきます。

第4表①②の賃金上昇率は、産業計で富山県が属するBランクでは3.4%、ランク計で3.0%となっています。

また、継続雇用に限定した第4表③における賃金上昇率は、同じく産業計でBランクでは3.7%、ランク計で3.4%となっています。

集計区分別で見ると男女別では女性、一般・パートではパートの方が上昇率が高く、第4表③のBランクでは、女性は4.2%、パートは4.0%の上昇となっています。

事務局からは以上です。

[柳原会長] 今ほどの説明について、御質問等はございますか。

[労使各側委員] 特にありません。

[柳原会長] それでは、資料No.3 関係団体からの意見書について、事務局から報告をお願いします。

[三鍋賃金室長] 7月2日付けで関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示を行いましたところ、使用者団体から1件、労働者団体から5件の意見書が提出されました。それぞれ写しを資料No.3として添付しております。

それでは、提出された日付順に意見書の内容を簡潔に御報告いたします。

まず、資料No.3-1 富山県タクシー協会からの意見書です。

地域別最低賃金額改定の金額審議について（要望）と題しまして、「タクシー事業においては、コロナ禍、そして急激な燃料価格の高騰などにより、事業継続のためやむなく借り入れた融資金の返済や猶予措置を受けていた社会保険料の納付などが、経営に重くのしかかっている。

加えて、予期せぬ中東情勢の影響を受けた燃料価格の急騰や車両・整備費用の上昇をは

じめとする物価上昇により、事業者を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いている。

近年の大幅な最低賃金の引上げは、人件費率の高いタクシー事業、とりわけ大多数を占める中小零細事業者の経営に極めて大きな影響を及ぼしており、その負担は年々増加している。

最低賃金法第9条第2項に定める地域別最低賃金は、通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めるという基本原則に基づき、慎重な審議を要望する。」という概要です。

続いて、資料No.3-2 全国一般労働組合全国協議会、レインボーユニオン、全国一般ランチュニオンの連名による意見書です。

最低賃金の改正決定に関する意見書と題しまして、「1. 消費者物価指数の参考基準を低賃金労働者の生活実態に合ったものにすること。2. 最低賃金の水準は、ひとり親世帯の家計を支えられる最低賃金とすること。3. 2026年度以降も10月発効とすること。4. 公共部門労働者の賃金引上げを念頭に置いて議論を行うこと。5. 答申に、国に対する要望を記載すること。6. 透明性と納得感の高い審議会運営を行うこと。」という概要です。

続いて、資料No.3-3、富山県労働組合総連合からの意見書です。

2026年度富山県最低賃金額改定の検討にあたっての意見と題しまして、「食料品など生活必需費の上昇が続く中、最低賃金の引上げと全国一律最低賃金制度の確立が課題であることを踏まえ、次のことを審議会に求める。1. 地域最低賃金1,700円を目指して大幅に引き上げること。2. 審議会として全国一律の最低賃金制度の必要性を意見としてあげること。3. 以上のことを実現するため中小企業支援を抜本的に改善するよう国に求めること。」という概要です。

続いて、資料No.3-4、全日本建設交運一般労働組合からの意見書です。

2026年度富山県最低賃金改定の検討にあたっての意見と題しまして、「物価高騰、中東情勢の影響で、最賃近傍で働く人の暮らしは厳しく、生活や将来不安を企業以上に感じており、大幅引き上げで生活を守り景気を底支えする必要がある。今春闘の平均賃上げ率は5%を超えている。生計費に基づき、健康で文化的な最低限度の生活をするには、時給1,700円で月額26万円が必要である。富山県内の労働者がおかれている現状を直視し、労働者の生活向上と景気回復につながる大幅な改善のため、積極的な最低賃金の引上げを決定されるよう審議委員各位に求める。」という概要です。

続いて、資料No.3-5、富山県医療労働組合連合会からの意見書です。

ケア労働者の離職防止、確保・定着のため、最低賃金額の大幅引上げと全国一律制を求める意見書と題しまして、「同一資格・同一労働であるにもかかわらず地域間に生じる賃金格差が地方の看護師、介護職員不足に拍車をかけている。人員不足は病院、介護事業所を経営困難に陥らせ、病院・介護事業所の倒産、病棟・事業所閉鎖は過去最多を更新しており、医療・介護崩壊がはじまっている。各委員の皆様には、この事態を極めて重く受け止めて審議に臨んでいただくようお願いする。政府に対しては、ケア労働者の離職防止、確保・定着のためにも、また医療・介護提供体制を将来にわたって安定的に維持する上でも、最低賃金の大幅引上げと全国一律制の新設を求める。」という概要です。

続きまして、資料No.3-6、富山県高等学校教職員組合からの意見書です。

富山県最低賃金の大幅改善を求める意見書と題しまして、「経済的な理由で学ぶ権利を侵

害されている高校生が引き続き相当数存在していること。教育格差・体験格差の拡大は、とりわけひとり親家庭で著しい貧困に起因していることが多いこと。以上から国全体と地方に対し、非正規労働者も含めた賃金の底上げによる消費購買力の向上と貧困・格差の解消による景気回復を求める。富山県の高校を卒業した若者が県内で就職できる、あるいは県外に進学しても富山県に戻って就職でき、県内で展望をもって暮らし続けられる条件を整えるためにも、最低賃金の全国一律制を求める。委員の皆様には、社会的な賃上げを実現し、高校生・若者の学習権の保障と将来展望を拓くことも視野に入れた審議により、富山県最低賃金の大幅な引上げを答申するようお願いする。」という概要です。

御提出いただいた意見書の要点は以上です。

〔柳原会長〕 今ほどの意見書に関しまして、御意見等はございますか。

〔労使各側委員〕 ありません。

〔柳原会長〕 当審議会といたしましては、今ほど報告のありました関係労使の意見を今後の審議の参考とさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いします。

それでは、資料No.4の富山県最低賃金専門部会委員名簿について事務局から説明してください。

〔山田賃金室長補佐〕 資料No.4 富山県最低賃金専門部会委員名簿を御覧ください。

専門部会委員のうち公益代表委員につきましては、労働局長が適任者のうちから任命し、労働者代表委員・使用者代表委員につきましては、関係労働組合、使用者団体からの推薦により、その候補者から任命することとされています。

この結果、名簿にありますとおり、公益代表委員には、柳原委員、両角委員、吉田委員を、それぞれ任命いたしました。

また、労働者代表委員、使用者代表委員につきましては、先般、推薦を求める公示を行ったところ、推薦期日までに、日本労働組合総連合会富山県連合会及び一般社団法人富山県経営者協会から推薦があり、その候補者から、労働者代表委員には石田委員、大森委員、黒川委員を、使用者代表委員には寺山委員、広上委員、野中委員を、それぞれ任命いたしました。

以上です。

〔柳原会長〕 専門部会委員に任命された皆様には、この後、引き続き、富山県最低賃金専門部会が予定されておりますので、富山県最低賃金の改正決定につきまして、十分に調査審議がなされ、合意形成が図られるよう、労使双方の御協力をお願いします。

次に、議事2のその他ですが、何かございますか。

〔寺山委員〕 先ほど労働経済等関係指標の御説明をいただきましたが、1点確認と追加のデータをお願いしたいのですがよろしいでしょうか。

〔三鍋賃金室長〕 はい、大丈夫です。

〔寺山委員〕 まず、確認させていただきたいのが資料No.2-1の7ページ、こちらの消費者物価指数は持家の帰属家賃を除くものですか、生鮮食料品についてもすべて含まれる総合指数でしょうか。

〔山田賃金室長補佐〕 7ページの指数はすべて含まれている総合指数となります。

〔寺山委員〕 分かりました。それから、21ページの企業倒産件数についてのデータですが、表7-2は令和7年四半期ごとの倒産件数、令和8年は各月ごとの件数ですが、富山県は令和7年1月から3月は20件、令和8年1月から3月を合算すると26件でよろしいですか。

〔山田賃金室長補佐〕 はい。

〔寺山委員〕 令和7年4月から6月は20件、令和8年4月から6月を合算すると28件で増えているという理解でよろしいでしょうか。

〔山田賃金室長補佐〕 はい。

〔寺山委員〕 分かりました。それから追加のデータを第2回専門部会開催までにお願いたいのですが、消費者物価指数は参考データとして出されて協議してまいりました。一方で消費者物価指数と企業物価指数が逆転していますので、企業物価指数の推移をデータとして出していただければと思います。もう一点は、消費者物価指数の先行指数である企業物価指数について、それを吸収して対応するために必要な価格転嫁率の推移のデータもお願いします。最後に中小企業の収益状況のデータも共有のエビデンスとして提供いただければと思います。

〔三鍋賃金室長〕 はい、分かりました。

〔柳原会長〕 7月30日に開催を予定されている専門部会にて提出の要望がありましたので、お願いいたします。

事務局から何かありますか。

〔山田賃金室長補佐〕 2点ございます。

1点目ですが、要請書・署名の件で御報告がございます。

富山県労働組合総連合から、富山県の最低賃金の大幅改善を求める要請と題し、最低賃金全国一律1,700円をめざし、貧困の解消・経済の好循環を求める、富山労働局長と審議会会長あての署名が7月23日に1,789筆提出されております。

署名につきましては、事務局側のテーブルに置いてあります。

2点目ですが、次回、第4回本審は、8月5日(水)午後、専門部会終了後を予定しています。

ただし、本日、議事の中でも説明させていただいたとおり、審議の状況により開催日程が変更となる場合がございます。この場合は、改めて事務局から連絡差し上げますので御承知おきください。

以上です。

[柳原会長] 今ほど報告のありました、当審議会に提出された請願署名につきましては、今後の審議の参考とさせていただくことといたしたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

最後に、本日の審議会の議事録確認担当委員には、私のほか、
労働者代表委員からは、黒川委員
使用者代表委員からは、野中委員
のお二人をお願いしたいと存じますが、よろしいですか。

[労使各側委員] 異議なし。

[柳原会長] それでは、本日の審議は以上で終了といたします。
お疲れ様でした。